

第一薬科大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

第一薬科大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、第一薬科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、薬学専門の大学として使命・目的、教育目標を学則に簡潔、明瞭に示している。社会情勢や社会のニーズに応じ改組転換を行い、平成28(2016)年には薬学部に漢方薬学科を設け、変化への対応を行っている。建学の精神は、学生便覧、シラバス、大学案内、ホームページなどに明記され学内外に周知されている。「学校法人都築学園経営改善計画(平成24年度～28年度)」及び三つの方針(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)は、使命・目的や教育目標、教育研究組織の構成と整合性を図っている。

「基準2. 学修と教授」について

大学は、使命・目的及び教育目標に基づき三つの方針を定め、学生の受入れと教育活動を行っている。教育課程及び教授方法は、薬学モデル・コアカリキュラムに準拠した体系的なカリキュラム編成となっており、学生便覧、シラバス、ホームページで公表している。FD(Faculty Development)活動は、委員会による授業方法の改善が図られている。学修や学生への支援は、教員がアドバイザーとなり教学・学生生活の相談ができる体制を構築している。単位認定、進級、卒業認定は、学則にのっとり厳正に実施している。学生の就職支援は、委員会を中心に指導体制が構築されている。また、学修や学生への意見をくみ上げることができる体制も整えている。教員は、大学設置基準に準拠して配置している。また、教員の資質と能力の向上、教養教育の実施のための体制整備をしている。大学は、IT関係、図書館など教育環境及び学生支援に必要な施設と設備を整えている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、学校教育法などの関係法令を遵守し、理事会、評議員会は、使命・目的の達成に向けた戦略的な意思決定ができる体制として構築され適切に機能している。環境保全、人権、安全への配慮は、規則に基づき実施している。教育情報、財務情報は、ホームページで公表している。学長は、役割や位置付けを学則に定められ、権限や責任が明確になっている。また、学長は、規定された審議事項についても、教授会の意見を聴いて決定するなど、適切な意思決定と業務執行ができる体制を取っており、リーダーシップが発揮できる体制を構築している。また、SD(Staff Development)活動として、教職員の資質と能力の向上に努めている。法人は、「学校法人都築学園経営改善計画」を策定し、経営改善を進め一定の成果が出ているので今後に期待したい。会計は、学校法人会計基準に準拠し適正に実施をしている。会計監査は、監査体制が整備され適切に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は、自己点検・評価委員会規程に基づき、毎年、自己点検・評価委員会及び作業部会でデータ収集と分析を行い、日本高等教育評価機構の各評価基準に準じた自己点検・評価を行い、ホームページなどで公表している。また、自己点検・評価の実施と公表、結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みがあり、機能している。

総じて、大学は使命・目的達成のため、薬学部に薬学科、漢方薬学科を設置し、教育研究体制を整え、社会連携、国際交流に貢献している。また、大学は、学長の強いリーダーシップが発揮されており、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を具現化した教育、研究、社会連携、財務の健全化、国際交流が進められている。大きく社会情勢が変化する時代において、今後必要とされる更なる人材の輩出が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神を、第一薬科大学学則第 1 条に「個性の伸展による人生練磨」と掲げ、これはキャンパス内の建学記念碑にも刻まれ示されている。また、大学の使命を「医療福祉の向上、学術の深化に貢献すること」、教育目標を「薬学を志す学生に、広く薬学に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する薬剤師を育成すること」としている。

第 2 条には、使命、目的を実現するための人材養成の教育目標を薬学科、漢方薬学科それぞれに定め、具体的、明確にかつ簡潔に示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

教育目標は、建学の精神に基づき「『惻隱の情』を持つ薬剤師の養成」「実践的能力を持つ薬剤師の養成」「創造的な薬剤師の養成」と定められている。地域に密着した医療福祉の向上、学術の深化に貢献するという使命を達成するために「医療人としての生命に対する高い倫理観と豊かな人間性」「確かな知識と技術を備えた臨床能力」「専門性を発揮しチーム医療に貢献できる創造性」を兼ね備えた薬剤師の育成を目指すものであり、単科の薬科大学の特色が明示され、大学設置基準などの法令にも適合している。また、今日の変化に対応した改組転換等を行い、時代に即応した個性の伸長を図っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学は、使命・目的及び教育目標を、学則、学生便覧、シラバス、大学案内、ホームページに明文化し、学内外に周知し理解と支持を得ている。

大学は、「学校法人都築学園経営改善計画」を策定し、平成 28(2016)年には漢方薬学科を設け、漢方に特化した教育・研究の推進を行っている。

三つの方針策定には、教授会の意見を聴き学長が定めており、建学の精神、使命・教育目標を反映するとともに、教育課程、講座・センター制などの教育研究組織との整合性を図っている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学は、教育目標に基づいて学科別にアドミッションポリシーを明確に定め、学生募集要項及びホームページで公表している。また、オープンキャンパス等で資料を配付して、受験生、保護者、高校教員等への広報活動を行っており、学内外へ周知を図っている。

漢方薬学科設置を契機に、多様な学生を受入れる入試体制を整備している。面接や課題文等による多面的・総合的な評価及び特待生入試を実施する等、独自の工夫が見られる。入試の「実施業務マニュアル」を作成して、適正かつ公正な体制を整えている。

薬学科の入学者数は適切に確保されている。漢方薬学科は学年進行中であり、入学定員を充足していないものの、入学者数に増加傾向が見られる。

入学試験委員会は、両学科の志願者増加と質の高い入学者の確保に向けて、入試区分ごとの入学後の修学状況等を検証し、次年度の入試制度の改善に取り組んでいる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学は、建学の精神を基本理念とし、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠して各学科の教育目標に基づいたカリキュラムポリシーを定めている。その際、三つの方針の一貫性・整合性を図っている。順次性のある体系的なカリキュラムが編成され、学則に規定されている。カリキュラムマップや教育モデル体系図は、学生便覧、シラバス、ホームページで公表している。年間の登録単位数の上限が設定されている。

基礎学力試験による学年内の学力分布と学年担当制による学年ごとの学力状況を把握して、習熟度別クラス編成や補習計画等を行っている。専門科目の集中的な講義展開と学生の理解度を深める工夫としてクォーター制が導入されている。教授方法に関しては、FD委員会の主導により、学生による授業アンケートの実施に加えて、教員の自己評価や教員授業相互参観を行う等の改善が図られている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修環境整備と学修支援を目的として各委員会を中心に教職員が一体となった教学体制を整備している。ポートフォリオやオフィスアワー制度を導入し、「アドバイザー室」「ラーニングサポート室」「学習ステーション」を設置している。成績優秀な学生を学習アドバイザーとしてピアサポート学修を実施している。

留年防止と休学・退学者数の減少対策として、きめ細かい面談の実施及び補習授業の受講義務化とともに、クラス担任・分野主任が当該学生と修学状況について随時面談を行い、保護者と生活状況の情報を共有している。

授業評価アンケートの他に学生満足度アンケート、学生・教員懇談会等を実施して学生の意見をくみ上げ、学生と積極的なコミュニケーションを図っている。教員は授業評価アンケートに基づき授業改善計画や自己評価を行い、その内容は学生に開示されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

大学は、各学科の教育目標に基づいてディプロマポリシーを定めており、シラバス、学生便覧、ホームページ等で公表している。単位認定は、シラバスに記載されている成績評価の基準及び方法に従って公正に行われている。進級基準は履修規程で入学年度別及び学年別に明確に定められ、卒業要件は学則で定められており、それぞれの基準・要件は厳格に適用されている。

大学は、5段階の成績評価に加えて、年度ごと及び入学時からの通算で算出される各GPA(Grade Point Average)値を学生に通知するとともに、保護者説明懇談会での個人面談に利用している。また、年度当初に行われる基礎学力試験成績と GPA 値を合わせて成績順位を算出し、進級時の習熟度別クラス編制に利用している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

大学は、厚生委員会、キャリアサポート室、分野主任等が一体となって、社会的・職業的自立に関する指導体制を整備している。キャリアサポート室では、就職情報を収集・整

理しており、学生はいつでも閲覧し、相談できるようにスタッフが常駐している。

就職活動の年間のスケジュール及びイベント開催状況は、ホームページで公開している。キャリア支援プログラムでは、5年次を対象に外部講師によるキャリアフォーラムと企業合同説明会の実施に加えて、低学年を対象とした外部講師によるキャリアガイダンスを実施している。アンケート調査を行って学生の意見や要望を聞き、その後のキャリア支援活動計画に反映させている。

大学は、インターンシップを実施している薬局を5、6年次に紹介し、学生自らが応募して参加するインターンシップ制度を導入している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目標の達成に向けて全学年を対象として、学期ごとに学生による授業評価アンケート、教員による授業の自己評価を教員と事務職員で構成されるFD委員会が実施して、学生の修学状況を把握し、授業内容の改善と向上に努めている。

FD委員会が、成績別クラスのアンケートから高評価を得た授業科目について、「教員相互授業参観」を実施し、参観した全教員からの感想を集約して、当該教員へ授業の改善点や向上についてアドバイスを行うなど、教員相互のスキルアップを図っている。また、マニュアルとして「アンケートの実施方法」を作成し、教員が授業評価アンケートの意義を学生に伝えるなどアンケートの回収率を向上させる方策をとっている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

教務委員会、学生委員会、厚生委員会、学生相談室、学生課及び厚生課が相互に連携しながら、支援体制を整え、全学生が健全で充実した学生生活を送れるように注力している。留年生や成績下位者の学修面に関しては、別の支援体制を整え、補習及び演習で成績向上を図る努力をしている。生活面については、クラス担任が支援する体制を整えている。また、大学独自の授業料免除制度として、特待生と特別奨学生を設定するとともに、平成29(2017)年度から、在学生に対して新たな給付型の奨学生制度「都築学園 都築泰壽記念

給付奨学金」を設けて学生の経済的支援を充実させている。これらの特待生及び奨学生の対象となる基準と査定については、各種委員会により厳正に審査されている。後援会や同窓会組織に奨学金制度の設置についての検討を依頼するなど、積極的に学生の経済面の支援を行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている

【理由】

大学設置基準において定められている必要な専任教員数、教授数を確保している。公募、教員による紹介での新規採用を行い、また、規則に基づいて教員の昇任が行われている。

教員の教育、研究、管理運営、社会貢献の4領域について、教員自身が自己評価を行う制度を導入し、改善を図っている。FD活動については、FD委員会が学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックするとともに教員から改善報告を受けるなど、教員の資質及び能力の向上に努めている。

教養教育委員会が主導して、医療に携わる薬学生に必要とされる幅広い教養教育がなされている。また、2年次に対して、6年次の卒業研究の聴講や評価を「プレゼンテーション論」の一部に組入れることで、教養教育が薬学専門教育へとつながる「橋渡し教育」に取り組んでいる。

【参考意見】

○研究不正防止のための行動規範、関連規則の整備が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎面積は大学設置基準を上回っており、情報処理演習室、実習室、中央機器室、実験動物飼育施設、図書館などの施設が充実している。6年制薬学教育に必須な模擬病棟・模擬病院薬局・模擬保険薬局等の施設を設置している。また、ラーニングサポート室やラ

ーニング・コモンズの整備などにも取組み、教育環境の整備を進めている。障がいのある学生等の受入れのためのバリアフリー化も進められている。

授業を行う学生数の管理は、多くの科目講義において習熟度別クラス編制を導入するなど、少人数教育を積極的に実施し、学生の学力向上策を講じている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は、学校教育法等の関係法令を遵守しており、「学校法人都築学園経営改善計画」を策定し、経営の規律と誠実性の維持の表明、使命・目的の実現への継続的な努力をしている。大学は、安全衛生委員会規程に基づき学生及び教職員に健康管理や臨床心理士によるカウンセリングなどを実施している。また、環境保全の一環として、定期的に専門業者による空気・飲料水・排水等の検査や、感染性廃棄物や一般産業廃棄物の廃棄を行っている。人権への配慮は、ハラスメント防止の規則を定め、委員会、相談窓口の設置及び周知による対策をしている。安全への配慮は、学内外に対する危機管理に備える体制を構築し、災害時のマニュアルの策定、全学生及び教職員の参加による防災訓練、火災訓練を実施している。ホームページによる教育情報・財務情報の公表、内部監査実施規程に基づく監査、公益通報保護規程に基づく人権保護など適切に運営をしている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

法人の最高意思決定機関である理事会、諮問機関である評議員会は、使命・目的の達成に向け戦略的な意思決定ができる体制が構築され機能している。理事会は、定期的開催されており、理事は学内外からの有識者で構成され、欠席の場合に審議される事項については、あらかじめ書面をもって意思表示ができる体制が整っている。また、理事会議事録は、開催日時、決議事項等を記録し、出席理事全員の署名捺印をしており、寄附行為に基づき適切に運営している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学は、意思決定組織の整備として、学長代理、副学長、学部長を置き、それぞれの組織上の位置付けや役割を学則に定めており、権限と責任が明確に機能している。

教授会は、学長の求めに応じ意見を述べ、重要な事項等を審議している。学長が決定した重要事項や教授会・各委員会での審議結果などは、助教以上の教員が参加する「教員連絡会議」で報告されている。また、職員には、副学長から朝礼等を通じて伝達されるなど、適切に大学の意思決定と業務執行が機能し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を構築している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

教学部門と管理部門においては、事務組織の部長職を教員が務めていること、また、各種委員会に職員を構成員としていることにより、相互に意思決定を反映する仕組みを構築している。法人と大学は、コミュニケーションによる意思決定が円滑に行われている。監事は選考規程に基づき適切に選考され、理事会に出席し業務を適切に行っている。評議員は選考規程に基づき適切に選考され、評議員会に出席し、寄附行為で定められた諮問事項を審議するなど業務を適切に行っている。

学長が理事長を兼務していることにより大学の経営及び教学においてリーダーシップを

発揮する一方で、「教員連絡会議」及び「事務職朝礼」の実施により、意見交換や情報共有が図られている。教授会のもとに各種委員会が設けられており、ボトムアップの仕組みがある。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人及び大学は、専門業務に応じて部署が設けられており、権限の適切な分散と責任を明確にしている。

事務部門は教学及び経営に必要な部署を設け、事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置している。教育研究に係る事務を遂行できる組織及び人員を有している。

法人本部事務局長、大学事務長及び各課長等が教授会にオブザーバーとして出席し、教学組織の動向を把握している。各種委員会においても担当部署の事務職員が計画等の立案を行い、教学組織に参画している。

事務職員が学外の各種研修会・セミナーに参加したり、SD 委員会を設置し、SD 研修を開催したりするなど資質及び能力の向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学単体の財務状況については、教育活動資金収支差額比率等は適切である。

各設置学校の中長期的な教学改革等及び法人の財務体質の改善を図った経営改善計画を5 か年ごとに策定の上、毎年度更新したものを評議員会に諮問した後に理事会で審議し、経営改善に努めている。また、実施管理表にて経営改善計画の自己評価及び改善策等を実施し、フィードバックしている。借入金残高も減少傾向にあるなど経営努力が見られる。

グループ法人間の借入金に係る担保提供は解消されている。

外部資金獲得においては、学内で組織的に科学研究費助成事業の獲得を目的とした勉強会を開催し、積極的な獲得に努めている。

【改善を要する点】

○法人全体の借入金残高は減少傾向にあるものの、依然として法人においては多額の借入金があるため、改善を要する。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づき経理規程等が作成され、それらに基づき計算書類が適正に作成されている。

予算実施要領に基づき補正予算が編成され、編成時点における収支の実績及び年度末までの見込みを立て、計画通り決算額とかい離の小さい補正予算額となっている。

私学振興助成法に基づく公認会計士監査、私立学校法に基づく監事による監査、内部監査実施規程に基づく内部監査を行っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「第一薬科大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長を委員長とし、学長代理、副学長、学部長、各部長、事務長等によって構成された自己点検・評価委員会及びその作業部会である自己点検・評価小委員会を設置し、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

自己点検評価書の作成においては、日本高等教育評価機構の評価基準に準拠した評価項目を取入れ、毎年作成している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「第一薬科大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を中心に自己点検評価書を作成し、財務情報及び教育情報とともに毎年、ホームページ上に公開している。

漢方薬学科設置に伴う設置計画履行状況報告書をホームページで公表し、文部科学省から出された平成 28(2016)年度「設置計画履行状況等調査の結果等について」における改善意見に基づき、入学定員充足率の向上及び教員組織の年齢構成について改善している。

平成 29(2017)年 4 月に教学 IR(Institutional Research)委員会規程を制定の上、教学 IR 委員会を設置している。委員を選出し、進級、退学、休学等の経年的データの収集と分析を行う計画を立てている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

学内の各種委員会活動における「基本計画書」に到達目標を設け、年度末に「成果報告書」を作成し、成果、反省事項及び次年度への課題をまとめている。そのうち主要な委員会においては、全ての教員により目標・計画の達成率を数値化して客観評価される「学内委員会活動客観評価アンケート」で評価を行った上で「成果報告書」を作成しており、自己点検・評価における PDCA サイクルを構築し、実施している。

平成 25(2013)年度に評価を受けた大学基準協会による評価結果の改善事項のうち教員組織及び財務に関して一部の改善が見られる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学と地域社会との連携

A-1-② 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

大学の教育施設を広く一般市民に開放し、各種活動、講習会、試験会場などの用に供している。これらの各種活動は、「地域連携推進委員会」が中心となり、地域との連携を図っており、開催予告はホームページや地域公民館や福岡市市政だよりを通して広く住民に案内されている。また、薬剤師生涯学習講座、リカレントセミナーについては、福岡市薬剤師会に依頼し、会員の薬剤師に E メールで開催案内を配信して、薬剤師の卒後教育や大学の教育・研究の質的向上のために活用されており、大学が持つ物的・人的資源を社会に提供している。

地域保健医療等の政策形成への支援のために、地域の医療機関や教育機関へ数人の教員を派遣して、発展する医学・薬学領域における最新の知識や医療技術を提供し、教員は、医療全般に関する幅広い知識と教養を深める機会を多く持つことで、これらの業務から得られた知見を、薬学教育や研究の活用に努めている。

福岡県高等学校理科部会、高校生のための出前講義・実習、南区こども大学 2017 や南区大学マルシェ～秋の収穫祭～などの開催は、大学の有する「知」の積極的な提供により子どもたちの理科的素養を育成しながら、市民の学習支援に努めている。

基準 B. 国際交流

B-1 国際交流の推進

B-1-① 大学に関する情報発信が、ホームページ中に英文で適切、積極的に行われるよう努めていること。

B-1-② 大学間協定などの措置を積極的に講じ、学生の国際交流体制を整えていること。

【概評】

大学は、ホームページ上で建学の精神、教育と研究、施設、学生生活とサークル活動等の大学の基礎となる情報を英文で紹介している。また、欧米及びアジア圏の大学と学術交流協定を締結し、ホームページ上に公表している。大学はこれら海外の大学との語学研修及び薬学研修を両軸とした国際交流に積極的に取り組んでいる。

大学は、国際交流への在学生の参加意欲を高めて国際交流を更に推進するために、国際交流の参加学生の感想文等をホームページに和文及び英文で掲載すべく検討している。

大学は、文化の異なる海外の大学との交流を通して、大学の教育研究の充実・発展に注力している。漢方薬学科の特色である漢方は、特にアジア圏の大学との交流の架け橋の一つとなっている。国際交流を推進する学術交流委員会を中心として、魅力ある研修内容に加えてさまざまな体験ができる企画の立案に取り組んでいる。